

地球温暖化防止活動推進員地域活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県地球温暖化防止活動センター（以下「センター」という。）が、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の自主的かつ計画的なグループ活動（以下「グループ活動」という。）について、その活動経費の一部を支援することにより、推進員が地域で取り組む地球温暖化防止活動を促進し、温室効果ガスの削減に資することを目的とする。

(助成の対象となる活動)

第2条 推進員が自主的かつ計画的に実施するグループ活動で、地域住民等に対して行う地球温暖化対策の普及啓発活動とする。

(助成対象経費及び助成額)

第3条 助成金の対象となる経費は、前条に定める活動を行うために直接必要な経費とし、助成上限額を10万円とする。

2 センター長は、次に該当する場合、助成金を加算することができる。

当年度4月1日現在の推進員の人数において、県民局（県民センター）単位で設置された10地域の各推進員（住所地と活動地域が異なる場合は、活動地域でカウントする。）が30人（推進員定員数300人／10地域）を超えた地域に対しては、1人当たり超過人数に応じて2千円を加算することができる。ただし、加算額合計1万円未満は切り捨てた額とする。

(交付の申請及び決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする地域連絡会の代表または地域を超えた推進員グループの代表（以下「代表者」という。）は、様式1に必要書類を添付して、センターが定める期日までに提出するものとする。

2 センター長は、前項の申請に係る書類の審査を行った上で助成額を決定し、様式2により通知するものとする。

(活動実績の報告)

第5条 助成対象活動を行った代表者は、活動が終了した月の翌月末日または翌年度の4月15日のいずれか早い日までに様式3に必要書類を添付してセンター長に報告するものとする。

(助成金の支払)

第6条 センター長は、前条の報告書を受理した場合には、これを審査し、その報告に係る活動が交付決定の内容に適合すると認めたときには、請求書に基づき活動経費を支払うものとする。

2 センター長が、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、交付対象活動の完了前に交付決定額の5割までを支払うことができる。

3 前項による支払を求める場合は、様式4により請求するものとする。

(助成金の返還)

第7条 センター長は、次の各号に該当する場合は、助成金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 助成金の交付の申請または実績報告について、虚偽または不正の事実があったとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 助成金の交付後に助成対象活動を中止したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。